

松江労働基準監督署発表
令和 8 年 8 月 5 日(水)

【照会先】

松江労働基準監督署

○ 副 署 長 松本 淳史
第一方面主任監督官 山本 崇
電話 0852-31-1165(17:15 まで)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検
～労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかった疑い～

松江労働基準監督署(署長 ^{いのうえ} 井上 ^{かずひで} 和秀)は、本日、株式会社 ^{ネ ク ス ト ワ ン} N E X T O N E 及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、松江地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

(1) 株式会社 ^{ネ ク ス ト ワ ン} N E X T O N E

所在地：島根県出雲市古志町

事業内容：解体工事業

(2) 同社代表取締役 A (男性 43 歳)

2 関係法令(別紙 1 参照)

株式会社 ^{ネ ク ス ト ワ ン} N E X T O N E 及び同社代表取締役 A に対して
労働安全衛生法違反

同法第 100 条第 1 項(報告等)

労働安全衛生規則第 97 条第 1 項(労働者死傷病報告)

同法第 120 条第 5 号(罰則)

同法第 122 条(両罰規定)

3 被疑内容

令和 8 年 2 月 3 日、島根県松江市和多見町の建物改修工事現場において、解体作業に従事していた株式会社 ^{ネ ク ス ト ワ ン} N E X T O N E の労働者 B が、脚立から転落し、右膝前十字靭帯損傷の負傷により約 2 か月間休業する災害が発生したにもかかわらず、同社の代表取締役 A は、遅滞なく、松江労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかったものです。

4 参考事項

労働基準行政としては、事業者に対し、労働者が業務上負傷し治療のために休業を要する場合には労働者死傷病報告を適正に行うよう、あらゆる機会を通じて指導しており、いわゆる「労災かくし」に対して引き続き厳正な対処を行うこととしています。

関係条文

労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

（報告等）

第 100 条

1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができる。

（第 2 項から第 3 項省略）

（罰則）

第 120 条

次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

（第一号から第四号省略）

五 第 100 条第 1 項又は第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

（第六号省略）

（両罰規定）

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）

（労働者死傷病報告）

第 97 条

1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が 4 日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号(第 9 号を除く。)に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。